

人間ドック受診期限までに 「後期高齢者医療制度」へ移行となる皆さまへ

75 歳になると、健康保険組合の医療保険からはずれ、新たに「後期高齢者医療制度」に加入します。
75 歳の誕生日に「後期高齢者医療制度」に移行となりますので、ご対象の方は被保険者・被扶養者
ともに、同日をもって大京健康保険組合の加入資格を喪失することとなります。

(被保険者が喪失となった場合は、被扶養者についても被保険者と同日に喪失することとなります)

75 歳の誕生日の前日までに人間ドックを受診した場合は、健康保険組合の負担で受診できますが、
「後期高齢者医療制度」移行後は、健保の費用補助が受けられなくなります。

75 歳の誕生日までに受診できない被保険者の方は、別途各雇用元での受診対象となりますので、
雇用元各社の人事担当へご相談ください。

なお、被保険者が加入資格を喪失した後、または被扶養者ご本人が加入資格を喪失した後、どちら
の場合も、被扶養者の方が健保の費用補助で人間ドックを受診することはできなくなりますので、時期に
ご注意ください。

【「後期高齢者医療制度」等について (参考)】

被保険者、被扶養者がともに 75歳以上の場合	75歳の誕生日を迎えた後
被保険者 (75歳以上)	被保険者・被扶養者ともに「後期高齢者医療制度」へ移行
被扶養者 (75歳以上)	
被保険者だけが75歳以上の場合	『被保険者』だけが75歳の誕生日を迎えた後
被保険者 (75歳以上)	「後期高齢者医療制度」へ移行
被扶養者 (75歳未満)	「国民健康保険」等へ移行
被扶養者だけが75歳以上の場合	『被扶養者』だけが75歳の誕生日を迎えた後
被保険者 (75歳未満)	「大京健康保険組合」の被保険者継続
被扶養者 (75歳以上)	「後期高齢者医療制度」へ移行

大京健康保険組合 岡田 7185502 (03-3404-1884)